

オーナーさまのコラム

「歴史に残る毒物語」

第10話「南米インディアンの矢毒」の話

(2) 南米インディアンが狩猟に使った矢毒「クラール」の話
「クラール」(curare)は南米に広く分布するフジウツキ科の植物の根から抽出されるアルカロイドです。

「クラール」は骨格筋を麻痺する作用があり、この毒を打ち込まれた動物は動けなくなり、同時に呼吸困難を起こして死亡します。この毒は消化管からの吸収がおそく、腎臓からの排泄が早いので、経口摂取しても中毒になりにくいのです。つまり「クラール」を使って捕獲された動物を食しても中毒になりにくいのです。「クラール」は外科手術時の筋弛緩剤として使用されています。

(3) 東南アジアで使われていた矢毒「イポー」の話

マレー半島からインドネシア、フィリピンにかけて矢毒として使用されていたのは「ストリキニーネ (strychine, 高木) の種子」のアルカロイド (有毒成分) です。ヒトに投与しますと激しい強直性痙攣をおこし、意識不明となります。ヒトの致死量 (LD50) は「ストリキニーネ硫酸塩」で0.03~0.1gで、その毒性は高いと言えます。「イポー」は毒薬を意味する言葉で、2種の有毒植物からつくられています。即ち①アンチアリス・トキシカリア (クワ科) ②マチン (ツツラフジ科) です。いずれも「種子」に有毒成分のストリキニーネがあります。

(4) 南アフリカで使われていた矢毒「ストロファンチン」の話

ストロファンチン (strophanthin) はストロファンツス (キョウチクトウ科) 属の植物の種子から得られます。

その毒は「強心配糖体」(心筋に作用してその収縮力を強める薬物) です。この毒は激しい下痢や嘔吐をおこします。

次回は「兵器になった毒の話」です。

真野美容専門学校 評議員 薬剤師 内藤 良太

社員のフログ

～避難セットの見直し！一泊避難で気づいたこと！！～

2019年10月12日、記録的な大雨をもたらした台風19号の影響で、東日本を中心に大きな被害がありました。

世田谷区でも、多摩川の水位が上昇したため「避難指示 (緊急)」が発令され、一部の地域で被害が出ることとなりました。松原地域は多摩川から距離があるものの、携帯電話から流れる緊急速報や、テレビ中継に、不安な夜を過ごされた方も少なくないのではないのでしょうか。

私は、多摩川からさほど離れない場所に住んでいることもあり、1歳を過ぎたばかりの子供がいることもあり、家族で相談し、近くの中学校へ避難、一夜を過ごすことに決めました。そこで避難生活の片端を知ることができましたので、気づいたことをお伝えしたいと思います。

◆避難は「短期」と「中・長期」の2パターンを想定しておくこと◆

我が家には、地震を想定した10日分の備蓄 (食料や日用品など) がありますが、避難に際し持ち出す避難セットの分別にかなり手間取りました。

水害では、水が引くまでの短期避難 (1~2日) であることを踏まえ、避難セットを短期用と長期用に分けておく必要があると感じます。短期用はザックパック (レインカバー付) に収納しておくなど、すぐに持ち出せる状態にしておくとうよいです。また、季節によって持ち出す物も異なるため、衣替えと合わせて、詰め替えることも重要です。貴重品の持ち出しは判断に迷いますが、持ち出す場合は、肌身離さずに済むサコッシュなどに収納しておくとう安心です。

一方、長期用の備蓄は小分けにせず、大きめのケースにまとめて収納しておくことで、効率的に上下階へ運ぶことができます。水害による浸水を想定した場合、物を上階へ運ぶ作業が思いのほか重労働で時間を要しました。

水害避難は時間的な猶予があるはずですが、地震の場合は緊急の避難となる可能性も高いため、状況に合わせたスムーズな避難ができる状態をつくっておくことが大切だと感じます。

売買部長 白石 直也

税務 困ったこと 相談 (無料) !!

懇切丁寧にわかりやすく実益を目指して。
お気軽に信和不動産までご相談下さい。

社長 小林幸孝 (上級相続アドバイザー)

地域生活情報誌

Vol. 157

2020

新年号



だ
いた
たら
ぼっ
ち

創業 昭和25年

お部屋探しは

信和のホームページで!!

皆様の多様なニーズに即応します。

<https://www.0007.co.jp>

<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

私達の喜びは

お客様の笑顔です



信和不動産株式会社

東松原本店 (井の頭線東松原駅前)

世田谷区松原5-2-3 信和ビル1階

TEL (03) 3323-0521

TEL (03) 3323-0525 (売買部直通)

梅ヶ丘店 (小田急線梅ヶ丘駅前)

世田谷区梅丘1-24-2 佐野ビル1階

TEL (03) 3425-6145

Dramatic Communication

アパマンショップ
NETWORK

<信和グループ>

アパマンショップ東松原店
株式会社レントネット信和
(井の頭線東松原駅前)

世田谷区松原5-57-7 第1片野ビル2階

TEL (03) 3321-2123

年頭のご挨拶

あけましておめでとうございます。

日頃「だいたらぼっち」をご愛読いただき、更に弊社にひとかたならぬご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

去年は、サンフランシスコとシリコンバレーITの視察に行っていました。

サンフランシスコの賃貸料及び生活費の高さには驚きました。サンフランシスコでは、持ち家に住んでいる人の割合が37%、賃借人の割合が63%です。平均の賃貸料は、1ベッドルームが\$3750(日本円で約41万円)/月、2ベッドルームが\$4500(日本円で約49万円)/月と、全米で最も高い場所となっています。

住宅の供給は少ないのですが、Apple、Google、Uber、Airbnb、Twitter、Intelなど、その他多数の大手IT企業に勤める中堅以上のエンジニアの需要は高く、特にサンフランシスコの人口のおよそ30%を占めるミレニアル世代が賃貸料を高騰させているそうです。

サンフランシスコの賃貸料は年々上昇しており、その上昇率は全米が4%/年なのに対し、なんと7%/年です。

上昇の理由として、

- ① 43個の丘がある半径12キロのエリアに90万人が住んでいる。
 - ② 住宅の供給が少ない。
 - ③ 世界中から優秀な人材が集まるシリコンバレーがあり、高額所得者が居住地として選ぶ傾向にある。
 - ④ 新しいものを受け入れやすい文化がある。ex.LGBT、菜食主義
- 結果、不動産投資には格好のエリアとしてマーケットは成長し続けています。

そのマーケットの中で、不動産は活発且つ大胆に取引されています。不動産テックのサービス領域は、インターネットを利用した顧客マッチング、AIを利用した物件価格の可視化、IOTを利用したスマートホーム、VRを利用した内覧システム等、多岐にわたっております。

しかし、いくら不動産テックが進もうと、不動産仲介の優秀なエージェントは「キメ細かい対応」、「親切丁寧」、「痒いところに手が届く」という接遇の原則を実行しているようです。

弊社は『お客様に感動を与える仕事をする』をテーマにしておりますので、今年もこの軸はぶれないように、社員一同一丸となり挑戦していきたいと思っております。

代表取締役 小林幸孝

円満相続シリーズ

遺留分侵害額請求権



一定の相続人は、遺言によっても贈与によっても奪われることのない最低限の相続分を持っています。これを遺留分と言います。

- ◎平成30年の相続法改正で遺留分減殺請求権が遺留分侵害額請求権に変わり「金銭債権」となりました。
- ◎配偶者が相続人の場合⇒ 法定相続分の1/2が遺留分となります。
- ◎子が相続人の場合⇒ 法定相続分の1/2が遺留分となります。
- ◎直系尊属（父母等）のみが相続人の場合⇒ 1/3が遺留分となります。
- ◎ちなみに第3相続順位の相続では、相続人である兄弟姉妹に遺留分の権利はありません。遺言があったらその通りです。
- ◎遺留分を侵害している遺言も無効にならず有効です。
- ◎遺留分は遺留分侵害額請求をして初めて効力が生じます。侵害額請求されなかった遺産は遺言で財産を取得する受遺者に帰属します。
- ◎遺留分の権利は侵害されていることを知った時から1年、知らなくても相続開始10年が経過すれば時効により消滅します。
- ◎相続放棄は生前にはできませんが、遺留分放棄は家庭裁判所が認めてくれたなら生前放棄が可能です。

もし父親に愛人ができ、「全財産を遺贈する」こんな遺言を作られてしまったら、あとに残された家族は路頭に迷います。相続人全員が遺留分を主張すれば遺産の半分は取り戻せます。そんな時は「遺留分侵害額請求権」この法律が光り輝くことでしょう。

こんなアドバイスも時には必要です。

◎相手に減殺請求をさせないで兄弟姉妹の縁を切らせなかった話です。

相続人は、長女、長男、二男です。母親はすでに他界し、長男夫婦が寝たきりの父親を在宅介護していました。夜中でも不具合があると2階にいる夫婦のブザーが鳴り、1階に下りて父親の世話をしなければなりません。長男夫婦は肉体的に精神的に限界にきています。

父親は「全財産を長男に相続させる」との公正証書遺言を残して亡くなりました。主な遺産は自宅の土地建物です。

長男は相続手続きの準備に入りました。弟は、兄貴と義姉さんが親父の介護をし、看取ってくれたのだからと、遺言に理解を示してくれました。姉は、私にも権利があると遺留分を主張してきました。

遺言を執行したら遺留分減殺請求をしてくるでしょう。遺留分減殺請求は弁護士から内容証明できます。内容証明は宣戦布告のようなものです。長男に届いた瞬間に姉弟の縁は切れてしまいます。

相続で一度切れた縁は戻りません。相続実務で一番気に留めていることは兄弟姉妹の縁を切らせないことです。長男には遺言を使わないで、遺産分割の話し合いで自宅を相続することをアドバイスしました。長男が譲ったので姉も一歩引いてくれました。

姉にハンコ代相当の代償金を払い、長男が自宅を相続することで遺産分割は成立し、姉弟の縁は切れずに済みました。

◎減殺請求権が侵害額請求権（金銭債権）に変わったことで、今後は遺留分を考慮した遺言の作成や、生命保険などを活用し金銭債権に対応できる資金の確保など一定の配慮が必要となります。

NPO 法人相続アドバイザー協議会相談役 野口 賢次